

平成25年10月4日
消 防 庁

火災の原因調査結果（京都府福知山花火大会火災）

1 はじめに

(1) 発生日時等

発生時刻：平成25年 8月15日19時28分頃

覚知時刻：平成25年 8月15日19時29分

鎮火時刻：平成25年 8月15日19時40分

(2) 発生場所

京都府福知山市 由良川左岸（音無瀬橋下流約60m）

(3) 死傷者

死 者 3人（男性2人、女性1人）

負傷者 56人（うち重症16人 中等症14人 軽症26人）

(4) 消防庁の対応

8月15日 21時45分 京都府から第1報を受領

同 23時30分 消防庁危険物保安室において危険物保安室長を長とする災害対策室を設置し、情報収集を実施

8月16日 10時00分 現地調査のため消防庁職員2名及び消防研究センター職員4名を派遣（消防法第35条の3の2の規定に基づく消防庁長官の火災原因調査）

8月19日 各都道府県消防防災主管部長等あてに消防庁予防課長及び危険物保安室長から「多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底について」（平成25年8月19日付け消防予第321号・消防危第155号）を通知

2 火災の状況

露天商店舗が発電機に使用していたガソリンの火災により、死者及び負傷者が多数発生したものの。

(1) 火災発生場所の状況

火災発生場所は、京都府福知山市由良川左岸（音無瀬橋下流約60m）であり、当日は19時30分から花火大会が開催されることから、多数の観客で混雑している状況にあった。また、現場近傍には、火気を使用する露店が出店し、露店の照明等の電源としてガソリンを燃料とする可搬式の発電機及びガソリン携行缶が置かれていた。

(2) 火災の状況

露店関係者が発電機に燃料を補給する際に、ガソリン携行缶からガソリンが噴出し、周囲の観客に降りかかるとともに、露店の方向にも噴出し、引火し爆発的に燃焼したものの。

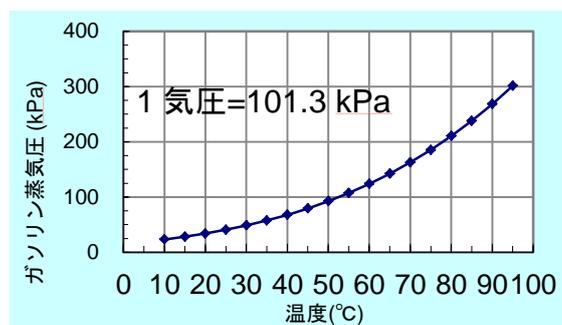
(3) 出火原因

露店の火気設備と考えられる。

3 多数の死者、負傷者が発生した要因

多数の死者、負傷者が発生した要因としては、ガソリン携行缶から液状のガソリンが噴出し、引火し爆発的に燃焼したものであり、液状のガソリンが噴出した原因は以下のとおり推定される。

- ガソリン携行缶は長時間、発電機の排気を受ける状況に置かれており、液温が 80℃～90℃程度まで上昇していたものと考えられること。
- 液温上昇により、ガソリンの蒸気圧が、250kPa 程度に上昇していたものと考えられること。
- ガソリン携行缶の蓋を外したことにより、携行缶の内圧が低下し、ガソリンに突沸現象が発生し、気泡混じりの液体としてガソリン携行缶から噴出したものと考えられること。



ガソリン温度と蒸気圧の関係

注) ガソリンは混合物でその成分によって幅があり、夏季の成分の一例を想定した場合の数値である。